

名古屋市告示第325号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 8年 8月 6日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 指定する区域

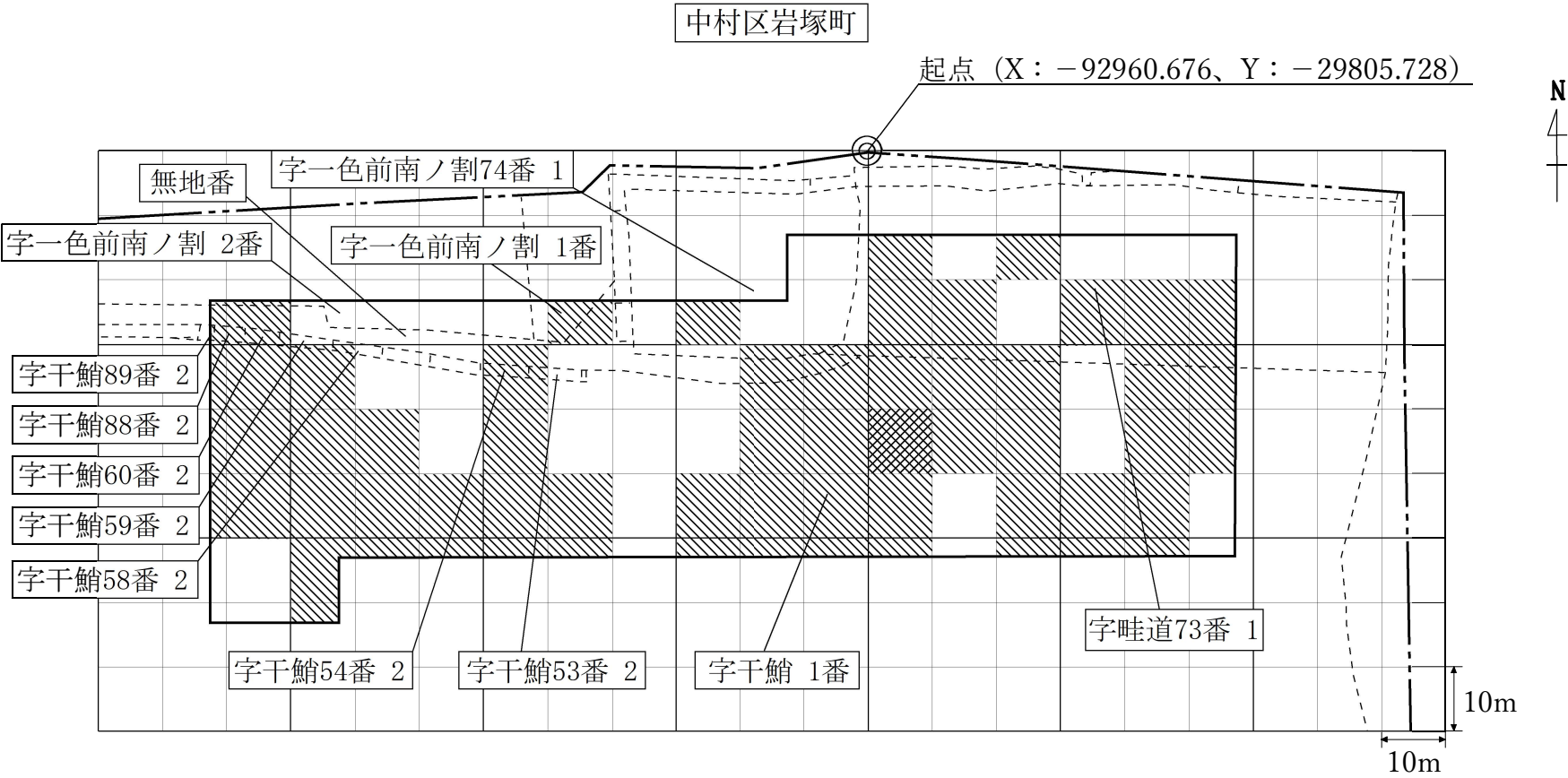
名古屋市中村区岩塚町字干鰯 1番の一部、53番 2の一部、54番 2の一部、58番 2の一部、59番 2の一部、60番 2、88番 2及び89番 2の一部、字畦道 73番 1の一部並びに字一色前南ノ割 1番の一部、 2番の一部、74番 1の一部及び74番 1地先の一部（詳細は別紙のとおり）

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

- 調査対象地
- 管理地
- 筆の境界
- 形質変更時要届出区域 (鉛及びその化合物 (土壤溶出量基準))
- 形質変更時要届出区域 (砒素及びその化合物 (土壤溶出量基準))